

(介護予防)短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団らぼーる新潟が開設するショートステイ・ゆきよし とやの（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者にある高齢者に対し、居宅における生活に一時的に支障が生じた者（以下「利用者」という。）に対し短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等」という。）を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

- (1) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った短期入所生活介護を実施するものとする。
 - (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - (3) 前項のほか、「指定居宅介護等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚令第37号）」（以下「基準省令」という。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 2 要支援者の心身機能の改善を通じて、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練等を行い、要支援者の自立を支援し、要支援者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、要支援者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- (1) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った介護予防短期入所生活介護を実施するものとする。
 - (2) 介護予防短期入所生活介護を実施するに当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握及びその結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
 - (3) 介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し地域包括支援センター、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うことを基本としたサービス提供に努める。

(4) 前項のほか「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚労令第35号)」(以下「予防基準省令」という。)内容を遵守し、事業を実施する。

(短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護の一体的運営)

第3条 短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ショートステイ・ゆきよし とやの
- 2 所在地 新潟県新潟市中央区湖南1番地14

(利用定員)

第5条 事業所の利用者の定員は40人とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員(以下「職員」という。)の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者1人

職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し基準省令及び予防基準省令(以下「運営基準省令」という。)で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 医師(嘱託)1人

利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

(3) 生活相談員1人以上(常勤換算方法で)

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険サービス、保健医療サービス及び福祉サービスの提供者等との連絡、調整を行う。

(4) 看護職員1人以上(常勤換算方法で)

医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

(5) 介護職員14人以上(常勤換算方法で)

利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

(6) 機能訓練指導員1人以上

利用者が心身の状況等に応じて日常生活を営むために必要な機能を維持、向上させるための訓練を行う。

(7) 栄養士1人以上

* 栄養士は、適切な業務委託契約書を交わし、委託することとする。

利用者に対する療養のため必要な栄養の指導や個人の身体の状態、栄養状態などに応じた、高度の専門的知識および技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導を行う。

2 前項に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(短期入所生活介護の内容及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供及び送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

(1) 短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状態を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行うものとする。

(2) 短期入所生活介護は、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状態を把握し、これらを踏まえ、また、概ね4日以上継続して入所する利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

(3) 短期入所生活介護の提供に当たって、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。

(4) 短期入所生活介護の提供に当たって、事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(5) 事業所は、自らその提供する短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供及び送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

(1) 介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状態等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(2) 介護予防短期入所生活介護は、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状態及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、概ね4日以上にわたり継続して入所する利用者については、介護予防短期入所計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

(3) 介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限

活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。

- (4) 介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- (5) 介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) 事業所は、自らその提供する介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

(指定短期入所生活介護等の利用等)

第8条 指定短期入所生活介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告第127号)」(以下「予防算定基準」という。)に定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用者から利用料の1割の支払いを受けるものとする。ただし、利用者が介護保険法に定める給付制限を受けている場合は、当該給付制限の内容に従うこととする。

2 事業所は、前項の利用料の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

朝食400円、昼食550円、夕食550円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとする。ただし、負担限度額認定証の交付を受けている利用者の負担は認定証に記載された額を上限とする。

(2) 滞在に要する費用

多床室 1日当たり 855円

従来型個室 1日当たり 1,200円

ただし、負担限度額認定証の交付を受けている利用者の負担は認定証に記載された額を上限とする。

(3) 利用者の希望により特別な食事の提供に要する費用

実費

(4) 理美容に要する費用(訪問理美容を利用)

実費

(5) 短期入所生活介護等の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用

実費

イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用
実費

(6) キャンセル料について

不測の事態以外で利用者都合により利用日の当日にサービスをキャンセルする場合はキャンセル料の支払いを受けるものとする。

キャンセル料 利用者負担金の 100%

3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

ただし、第2項第1号及び2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常を送迎の実施地域)

第9条 送迎は利用者及びその家族等の要望があれば入・退所時の送迎を行う。通常を送迎実施区域は新潟市の中央区、西区、東区、江南区、秋葉区、北区、南区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 事業所を利用する者は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 事業所を利用する者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。

(2) 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。

(3) 利用者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、利用者の心身の状況等により、利用者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。

2 前項第3号の規程により、管理者が、利用者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な注意義務を持って保管しなければならない。

(緊急時の対応)

第11条 職員は短期入所生活介護等の提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合は、直ちに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を定めるものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急を要する場合に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全を期するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する食器その他設備、食材及び飲料について、衛生的な管理を行うなど衛生上必要な措置を講じなければならない。また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行わなければならない。

2 事業所は、事業所内において感染症が発生又は蔓延しないように、必要な措置を講じなければならない

(秘密の保持)

第15条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者も同様とする。

2 事業所は、前項に定める者が正当な理由なく秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報等の秘密を用いる場合は、あらかじめ、利用者又はその家族から文書により同意を得るものとする。

(苦情等への対応)

第16条 事業所は、短期入所生活介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の措置を講じるものとし、その概要を利用者及びその家族に文書により説明しなければならない。

2 事業所が苦情を受け付けた場合は、当該苦情が短期入所生活介護等のサービスの質の向上に資するものとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。

3 事業所は、利用者又はその家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会等が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、苦情を申し立てた利用者又はその家族にいかなる差別的な取り扱いを行ってはならない。

(地域との連携)

第17条 事業所は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

(事故発生の対応)

第18条 事業所は、事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項に定める事故の状況及び当該事故の際に取った措置について記録しなければならない

3 事業所は、短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の研修)

第19条 事業所は、職員の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に短期入所生活介護等を提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

2 事業所は、次の各号に定める研修を実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施

(2) 継続研修 年3回以上

3 事業所は、必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる

(記録の整備)

第20条 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画

(2) 提供した具体的サービス内容等の記録

(3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由等の記録

(4) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(5) 苦情の内容等に関する記録

(6) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束等の禁止)

第22条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

附 則

この運営規程は平成22年8月1日から施行する。

平成22年10月1日 第6条、第7条 変更

平成25年4月1日 第19条 変更

平成26年5月1日 第8条 変更

平成27年5月11日 第5条、第6条(5) 変更

平成27年5月11日 第8条 (1)、(2) 追記

平成28年5月1日 第8条 (2) 変更

令和1年10月1日 第8条 (2) 変更

令和6年1月17日 第6条(2)、第9条、第13条 変更

令和7年4月1日 第21条、第22条変更